

老発0622第1号  
平成30年6月22日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン  
について

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に策定された成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされたことを踏まえ、これまで行った老人保健健康増進等事業における認知症の人の意思決定支援に関する指針策定のための意思決定に関する研究を基に、今般、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県及び指定都市におかれては、認知症の人の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者等に対して周知いただくとともに、各都道府県等が実施する「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づく認知症介護実践研修において活用するほか、その他の認知症に係る研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。